

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和元年度の地方消費税（社会保障財源化分）の収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分） 113,553 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 1,498,915 千円

（単位：千円）

区 分	令和元年度 決算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）		
民生費	社会福祉費	913,278	112,689	800,589	246,217	174,315	61,327	318,730	24,146
	老人福祉費	799,632	62,835	736,797	7,662	57,212	35,052	636,871	48,247
	児童福祉費	1,546,454	931	1,545,523	724,701	323,245	104,433	393,144	29,783
衛生費	保健衛生費	284,161	121,094	163,067	933	2,236	9,728	150,170	11,377
合 計		3,543,525	297,549	3,245,976	979,513	557,008	210,540	1,498,915	113,553

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で案分